

英国会社増資の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される英国会社とは、英国の「会社法」に基づき、設立される非公開株式会社及び非上場公開会社を指します。

また、本見積書で紹介される増資（登録資本金）には、株式数もしくは（及び）登録資本金の増加、又は親会社が子会社債権を子会社の株式に交換することが含まれています。

当事務所が英国会社の増資（株式数を増加すること、株式数を変更しないまま登録資本金を増加すること、債権を株式に交換すること）を代行する費用は 250 ポンドです。上記の費用には、増資や新株発行に必要な株主会・取締役会の議事録又は書面決議の作成、及び英国会社登記所（Companies House）に増資や新株発行の関連書類の提出が含まれています。

株式発行について、お客様は新株主の身分証明書類や住所証明書類の認証済コピー、発行予定株式数、新株発行価額、及び株式発行日を提供する必要があります。

一般的に、増資（新株発行又は登録資本金の増加）手続きは 2~3 営業日以内に完了できます。当事務所は至急サービスを提供することができ、最速的に当日に完了できますが、費用が別途相談となります。

増資の発効日は、英国会社登記所への登録日ではなく、株主決議が増資を承認した日です。

本見積書は参考用のみで、実際の費用は当事務所が最終的に提供される見積りとなります。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

1. サービスと費用

当事務所が英国非公開会社の増資、新株の発行や割当を代行する費用は250ポンドです。費用には2人の株主への新株発行が含まれています。その後は株主1名増につき100ポンド別途請求します。具体的なサービスは以下の通りです。

- (1) お客様の増資に関する問題を解答する
- (2) 定款に増資に対する制限があるか否かを確認する
- (3) 増資に関する株主会・取締役会の議事録又は書面決議を作成する
- (4) 書類をお客様に送付し、お客様に書類に署名させる
- (5) 増資の指定フォームを作成し、指定日付前に英国会社登記所に提出する
- (6) 新株主に新株を発行し、株券を作成する
- (7) 株主名簿を更新する
- (8) 実質的支配者名簿を更新する

備考:

- (1) 債務から株式への交換とは、株主又は債権者が債権(ローン)を会社の登録資本金に変換することです。
- (2) 本見積書は対価が現金である場合にのみ適用されます。新株取得の対価が固定資産又は知的財産権等の非現金である場合、当事務所はサービス費用を相応的に調整します。
- (3) 上記の費用には会社定款を改めて作成・印刷する料金が含まれていません。
- (4) 上記の費用には書類郵送料が含まれていません。実際に発生した書類郵送料を別途請求します。

2. 支払条件

お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにお客様に送信します。お客様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途5%の手数料を請求します。

3. 必要な書類

英国会社の増資を行うために、お客様は以下の書類を提供する必要があります。

- (1) 会社定款1部
- (2) 直近の年次申告書(Confirmation Statement)及び直近の株主名簿や取締役名簿
- (3) 株式割当を申請する株主の身分証明書類(パスポート又は身分証等の写し)及び住所証明書類(公共料金領収書等)の写し
- (4) 各株主が申請して割り当てられる株式数
- (5) 株式発行価格(又は引き受けた株式の総額)

- (6) 現物・知的財産権で出資し、株主及び会社が現物・知的財産権の価値について合意書を締結している場合、その合意書を提供してください。(非現金で出資する場合、当事務所は追加費用を請求する可能性がある)

お客様の英国会社は当事務所が代行で設立・管理する場合、お客様は上記の第3～6項のみを提供してください。既存の株主に新株を発行する場合、お客様はその株主の最新の住所証明書類を提供する必要があります。

株主の身分証明書類はパスポート又は身分証(英国住民の場合)が含まれています。株主が法人である場合は、その会社の設立関連書類です。住所証明書類は、発行3か月以内の公共料金の請求書、電話代の請求書又は銀行取引明細書が含まれています。前述の株主の身分・住所証明書類は、当事務所のスタッフ・公証役場(公証人)・公認会計士・弁護士又は銀行マネージャーによって認証される必要があります。お客様は認証済みの書類の原本を啓源のいずれの事務所に郵送することができます。

4. 手続きと所要時間

一般的に、当事務所は署名済みの増資書類を受け取った日から2～3営業日以内に増資手続きを完了することができます。各手続きの所要時間は下表をご参照ください。s

手順	手続き	時間 (営業日)
1	お客様は増資を啓源に委託し、啓源は請求書をお客様に発行する	1
2	お客様は増資に必要な書類(第3節)を電子メールにて啓源に提供する同時に、啓源のサービス費用を支払う	お客様による
3	啓源は関連書類を審査し、各増資書類(会社の株主会・取締役会の決議書)を作成し、お客様に送付する	1
4	啓源及びお客様は上記の書類の署名を手配する。署名後、お客様は書類を啓源の香港事務所に送付する	お客様による
5	株主は引受けに係る株式の価額を会社の口座に預け入れ、お客様は当該金額の受領を啓源と確認する	お客様による
6	啓源は署名済みの増資書類を受け取り、会社登記所に提出する	1
7	啓源は株券を作成し、株主名簿・実質的支配者名簿(必要があれば)を更新する	1
8	啓源は書類の原本をお客様に郵送する	1

備考:

- 増資の発効日は、増資書類を英国会社登記所に提出する日ではなく、取締役会が増資に関する決議を可決する日です。
- 増資書類を提出した後、英国会社登記所は約2～4営業日に登記手続きを完了し、その後、増資書類を開示します。

5. 登録完了後にお客様に渡す法的書類

増資及び新株発行の手続きが完了後、下記の法的書類をお客様に渡します。

- (1) 新株発行に関する取締役会及び/又は株主会の決議書 1 部
- (2) 英国会社登記所に提出する株式発行・割当フォーム 1 部
- (3) 更新済みの株主名簿 1 部
- (4) 株券の原本 1 部 (各新株主)
- (5) 更新済みの実質的支配者名簿 1 部

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com